

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書にかかる措置状況通知

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
<p>(1) DX戦略の一層の推進について</p> <p>自治体職員の時間外勤務の増加や事務処理上のミスの防止などが問題となっている中、自治体の運営におけるデジタル技術の活用が注目されている。デジタル技術を活用することで行政運営の効率化、省力化を図り、また、OCR（光学的文字認識）及びRPA（定型事務の自動化）を活用することで職員の作業効率や事務処理能力の向上が図られる。</p> <p>当市においても、令和3年8月に策定された「志木市ICT戦略ビジョン」を踏まえ、令和4年4月よりデジタル推進課が新たに設置され、併せて国においても令和7年度までに自治体情報の平準化・標準化が推進されることから、さらなるデジタル戦略を推進し、市の行政運営の効率化・適正化を推進されたい。</p>	担当部課	総合行政部 デジタル推進課
	<p>令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定され、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとなっております。</p> <p>そのため、令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、総務省から提示されている「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」を基に、移行準備を計画的に進めてまいります。</p> <p>また、自治体DXの推進につきましては、職員の自治体DXに対する意識の醸成を図るとともに、国の動向や先進自治体の事例を把握し、本市の状況にあった自治体DXに取り組んでまいります。</p>	

<p>(2) 検査室の機能強化について</p> <p>教育委員会発注の空調設備工事で不具合による再工事の報告があった。令和2年度に発注し完成した工事について、翌年度に配管の誤接続が判明、改善工事を実施したが改善されず、再度工事を実施したとのことであった。</p> <p>原因は、受注業者が十分に工事内容（空調の仕組み）を理解していなかったことにより発生したとのことであったが、問題は、契約時に工事内容を十分理解していない業者に発注したこと、さらに、完成検査の時点で検査員が誤接続を発見できなかったことである。</p> <p>特に公共工事における完成検査は、工事請負契約が適正に行われたかを確認するため、書面と現地での検査を実施するもので、工作目的物の品質、性能が設計と整合するかなど専門的視点から検査を行う大変重要な役割を持っている。</p> <p>今後の再発防止のためには、市の工事発注における業者選定の在り方や工事検査については、専門の職員を養成することはもとより、民間の専門的機関に委託するなど確実に適切な工事検査が実施できるよう再度工事発注の在り方を検討されたい。</p>	担当部課	総合行政部 行政管理課
	<p>公共工事等における検査事務につきましては、成果物となるものが適正であるかを見極める上で重要なものであると認識しております。</p> <p>今後におきましては、庁内での連携及び体制を再確認し、対応してまいりたいと考えております。</p>	

<p>(3) 備品購入の時期について</p> <p>年度当初財政課から出される「予算執行の留意点」の中にもあるが、効率的・効果的な予算執行には、「備品は早期に購入する」こととなっている。備品購入については早期に購入することにより、市民の利便性や業務の効率性はもとより、予算の有効利用に資することができる。</p> <p>そこで今般の決算審査において、備品の予算執行時期を監査したところ、おおむね年度の初めに執行しているが、年度後半での執行も散見された。今後については、より効率的で効果的な予算執行を推進するためにも、備品の早期購入に留意されたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>総合行政部 行政管理課</p>
	<p>財政課から出される「予算執行の留意点」に沿って、早期購入に努めるよう全庁的に周知します。</p> <p>しかしながら、人事異動に伴い必要となる机や椅子等については、保管スペースの関係から年度初めに購入せず、必要な時期に必要な数量を購入するため、場合によっては、年度後半での執行となる可能性もあります。</p>	
	<p>担当部課</p>	<p>教育政策部 学校教育課</p>
	<p>学校教材備品は、4月当初から、予算の範囲内で各学校の要望をもとに優先性の高いものから選定して発注しており、夏休み期間中に納品できるように計画的に購入しております。</p> <p>また、翌年度にクラスの増設が見込まれ、備品が必要となる場合には、クラスの増設が確定次第、発注業務を行い、クラス編成の準備に支障のないよう、年度末までに納品しております。</p> <p>さらに、給食備品は、給食室設備保守点検の結果に基づき、購入の優先順位を決めて、夏休み期間中に納品しておりますが、年度途中で故障し使用不能となる事態を想定して、緊急時にも対応できるよう、予算執行計画を立て購入しております。</p>	

<p>(4) 収入未済額の縮減について</p> <p>収入未済額は、調定を行ったにもかかわらず出納閉鎖の日までに収納されなかった金額であり、当然少なければ少ないほど良い状態ということになる。令和3年度の決算では、市税をはじめ国民健康保険税、介護保険料、そして保育料など多くの収納事務で収入未済額が縮減された。特に収納率が課題であった国民健康保険税においては、平成30年度の収納率70.79%、収入未済額6億1,600万円が3年後の令和3年度の決算では収納率が79.88%、収入未済額を約3億円まで減少させ、また、昨年度から大幅な収納率の向上がみられる保育料においては、平成30年度1,100万円あった収入未済額を令和3年度の決算では208万円まで減少させた。</p> <p>これは、各担当者の収納努力と適切な不納欠損処理の結果であると考え、担当所管の努力を高く評価するものである。今後においても、市財政の健全化を進めるとともに税負担の公平性の堅持、自主財源の確保の観点から、さらなる収納事務の確実な執行に努められたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>総務部 収納管理課</p>
	<p>収入未済額の縮減は、極めて重要な課題であり、税負担の公平性という観点からも早期に収納することが重要であり、督促や文書催告、訪問などを通じて納付を促しております。また、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談や休日納税相談等を通じて生活状況の聞き取りを丁寧に行いながら、必要に応じて徴収の猶予や滞納処分の執行停止などの措置を適用しているところでもあります。しかしながら、納付の意思が見られない一部の滞納者につきましては、財産調査等を行い、適正に滞納処分を行っております。</p> <p>税収の確保は市政運営の根幹でありますので、今後も収入未済額の早期収納に取り組んでまいります。</p>	
	<p>担当部課</p>	<p>福祉部 長寿応援課</p>
<p>介護保険料の収入未済額縮減については、適切な時期での催告などの滞納処分の実施、及び生活状況を見極めた執行停止、不納欠損処理が重要と考えられますが、滞納者の管理において、現在は手作業による集計管理の部分が多いことから、今後は滞納管理システムの導入を検討するなど、収納管理課と連携しながら、より適切な事務処理に努めてまいります。</p>		

(4) 収入未済額の縮減について

(つづき)

担当部課

子ども・健康部 保育課

保育園保護者負担金は保育園を運営するための貴重な財源となっていることから、早期の納付につなげることが極めて重要であり、文書・電話催告や訪問などにより納付を促しております。

なお、納付が困難な場合などは、納付相談を行うとともに、児童手当からの徴収、財産調査及び訪問などにより生活状況の確認に努めております。

しかしながら納付の意思が見られない一部の滞納者につきましては、適正に滞納処分を行っており、引き続き収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

担当部課

子ども・健康部 保険年金課

収入未済額の縮減につきましては、被保険者間における公平性の確保と後期高齢者医療制度の安定的運営を図るため、広報への掲載、保険料リーフレットの同封及びコンビニ収納の導入などの措置を講じ、保険料の確実な収納に努めてまいります。

(5) 情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続法等の職員研修の実施について

情報公開条例及び個人情報保護条例は公正かつ適正な行政運営を行う上で、また行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るうえで重要な制度であり、職員は常にこれらの制度の趣旨を理解し事務を執行することが求められている。

これらの制度の研修については、以前は行っていたとのことであるが、最近では全庁的な研修は実施していないとのことであった。行政のデジタル化が進む中、情報漏洩の問題等行政情報の管理は行政運営の大きな課題となっていることから、今後は職員が事務執行時、常にこれらの法令を意識した行政執行ができるよう定期的な研修の実施を検討されたい。

担当部課 総合行政部 行政管理課

行政手続法の制度について、職員の理解を深めるため、民間業者が提供する研修（動画配信）を令和4年5月から7月まで実施したところでもあります。

担当部課 総合行政部 市政情報課

来年度より個人情報の保護に関する法律が施行されることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、運用していく予定となっております。これに伴いまして、職員に対し改正内容などの研修を実施してまいります。

また、個人情報の保護に関する法律は施行後3年ごとに、国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講じていくとされていることから、国の動向を注視し、定期的に研修を実施していきたいと考えております。

担当部課 総合行政部 人事課

情報公開制度及び個人情報保護制度については、新規採用職員研修の一環として毎年実施しております。また、行政手続法についても、入庁3年目の職員を対象に行政法研修の一環として実施しているところでもあります。個人情報保護制度については、令和5年度より新たに個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する予定であるため、関係課と綿密な連携を図り、職員に対する研修を実施したいと考えております。

<p>(6) 予算の流用について</p> <p>予算の流用については、地方自治法第220条第2項、志木市予算規則第20条に規定され、予算の不足を補う例外的な手段として認められている。</p> <p>令和3年度の一般会計の流用の状況を見ると、流用件数が前年度の31件から20件、金額は4,024万円から876万円と大幅に減少した。特に100万を超える流用が前年度の5件から2件に減少した。これは、財政課を始め職員が流用の趣旨を十分に理解し削減に心掛けた結果と考える。</p> <p>予算執行は、補正など議会の議決により執行することが原則であり、流用は無制限に認められるものではなく必要最小限にとどめることになっている。</p> <p>今後についても流用の趣旨をよく理解し、補正を第一次的に考え、引き続き適切な予算執行に努めていただきたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>総務部 財政課</p>
	<p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、変化する行政需要に適切に対応すべく、迅速な補正予算を実施したことに加え、職員の流用に対する趣旨の理解が深まったこともあり、件数及び金額は減少しました。今後においても、補正予算を原則とすることを第一に考え、適切な予算執行に努めてまいります。</p>	

<p>(7) 市債権の適正管理と不納欠損処分について</p> <p>現在市が管理している債権には、公債権の強制徴収公債権である各種の税や保険料、保育料、下水道使用料、生活保護法第78条返還金、非強制徴収公債権である公の施設の使用料、学童保育の保護者負担金、生活保護法第63条返還金、そして私債権では市営住宅使用料、水道料金、入学資金の貸付金、市立病院時代の診察料などがある。</p> <p>強制徴収公債権については、法令に則り適正な管理及び不納欠損処分を行っているところであるが、私債権については、単なる時効の期間が経過しただけでは債権が消滅しないため、債権の管理等については注視する必要がある。</p> <p>特に不納欠損処分については、徴収事務の効率化、効果的な執行の観点から適時、適正に行うことが求められており、市税を始めとした強制徴収公債権については、地方自治法第236条の規定で時効が5年とされ、自動的に不納欠損処分が行われている。問題は、私債権とされる入学資金貸付金、水道料金、診察料などでこの規定が適用されないことから、起案文書に不納欠損をする経過と理由、加えて根拠法令等を明確に記載されたい。</p> <p>今後についても、市債権は市民の財産であることから、各債権の性質や法令上の意義、時効の対応などを熟知し、各債権にあった保全、管理、徴収、停止（不納欠損処分）などの事務処理を適時、適正に行っていただきたい。</p>	<p>担当部課</p> <p>市民生活部 環境推進課</p>
	<p>市営墓地管理料については、年度当初に墓地使用者に対して、納入通知書を発送しています。大部分の使用者については、その納入通知書により納付されますが、その他一部の使用者については、納付が滞る場合があります。そのような使用者については、納入されるまで督促状を発送し、最終的には、使用者の居住地に直接訪問して徴収しています。このため、現在まで、不納欠損するには、至っていない現状であります。</p>
<p>(7) 市債権の適正管理と不納欠損処分について</p> <p>現在市が管理している債権には、公債権の強制徴収公債権である各種の税や保険料、保育料、下水道使用料、生活保護法第78条返還金、非強制徴収公債権である公の施設の使用料、学童保育の保護者負担金、生活保護法第63条返還金、そして私債権では市営住宅使用料、水道料金、入学資金の貸付金、市立病院時代の診察料などがある。</p> <p>強制徴収公債権については、法令に則り適正な管理及び不納欠損処分を行っているところであるが、私債権については、単なる時効の期間が経過しただけでは債権が消滅しないため、債権の管理等については注視する必要がある。</p> <p>特に不納欠損処分については、徴収事務の効率化、効果的な執行の観点から適時、適正に行うことが求められており、市税を始めとした強制徴収公債権については、地方自治法第236条の規定で時効が5年とされ、自動的に不納欠損処分が行われている。問題は、私債権とされる入学資金貸付金、水道料金、診察料などでこの規定が適用されないことから、起案文書に不納欠損をする経過と理由、加えて根拠法令等を明確に記載されたい。</p> <p>今後についても、市債権は市民の財産であることから、各債権の性質や法令上の意義、時効の対応などを熟知し、各債権にあった保全、管理、徴収、停止（不納欠損処分）などの事務処理を適時、適正に行っていただきたい。</p>	<p>担当部課</p> <p>福祉部 長寿応援課</p>
	<p>老人居室整備資金貸付金については、平成16年度に事業廃止した老人居室整備資金貸付事業の貸付金にかかるものであり、毎年債務者へ連絡し、少しずつ納付いただき、債権の圧縮に努めているところです。コロナ禍で中断している面談による折衝を検討するなど、新型コロナの蔓延状況を注視しつつ、今後も債権圧縮に努めてまいります。またその折りには、本人の支払能力等も十分確認し、債権をいつまで引き継ぐのかも踏まえ検討を進めてまいります。</p>

(7) 市債権の適正管理と不納欠損処分について

(つづき)

担当部課

子ども・健康部 健康政策課

ご指摘のありましたとおり、病院の未収金については、私債権であり、担当課としても単に時効の期間が経過しただけで債権を消滅させることなく、不納欠損をする経過と理由、加えて根拠法令等を明確に起案文書に記載し、事務処理を適正に行っていたところであります。令和3年度の決算時では62,142円の不納欠損処分を行い、病院の未収金については、現在分割納付で納入している1名分の残り37,310円（令和4年度調定額）となっており、令和4年度で病院の未収金については全て納付の予定であります。

引き続き、この1名に対し納付の継続について依頼してまいります。

担当部課

都市整備部 建築開発課

市営城山団地居住者が滞納していた、令和4年3月分の市営住宅使用料について、再三に渡り納入を求めておりましたが、当該居住者がコロナ過で職を失い、金銭的に困窮した状況が続いていたため、出納閉鎖期間内に納入がなされませんでした。

しかしながら、出納閉鎖翌日の令和4年6月1日に納付頂き、令和4年6月3日に日計処理がされました。

また、財政課と調整の上、滞納繰越し手続きによらず、令和4年度歳入として処理いたしましたので、決算上は未済となっておりますが、実質的には不納欠損ではございませんでした。

<p>(7) 市債権の適正管理と不納欠損処分について (つづき)</p>	担当部課	教育政策部 教育総務課
	<p>入学資金貸付金は私債権でありますので、債務者からの時効の援用がない限り時効の効果はないため、納付に向けた督促は継続してまいります。</p> <p>しかしながら、自己破産により債務者からの納付がなく、連帯債務者からの納付が困難な場合など、一定の基準を設け不納欠損することが必要と考えています。現在、令和2年度から6年度までの5年間で滞納整理強化期間としていますので、令和7年度以降に改めて、未納額の分析、整理を行い、自己破産など不納欠損処分が相当と考えられる債権につきましては、不納欠損を行う予定です。</p>	

(8) 総合的交通政策の確立について

令和3年度の「交通安全費」の決算では、通年の交通アクセス確保対策負担金のほか「交通事業者事業継続支援」として200万円の支出があった。これは、柏町地区の利用者が志木駅、柳瀬川駅への交通手段として、市の予算でバス会社と契約をしているバス路線への利用者減によるコロナ禍における支援策である。当該バス路線の起終点は市内であり、志木市民のみを対象とした運行とはいえ、以前より行政の公平性の観点から一部地域へのバス路線の確保については課題があることを指摘していたところである。現在、市が交通政策を総合的に見直しているとのことであるが、この問題についても市全体の交通政策の中にしっかり位置づけ、今後の方向性を早期にお示しいただきたい。

担当部課

都市整備部 都市計画課

当該路線は、以前、志木駅東口から中野下引返場までの間を運行していたバス路線について、利用者が少ないことを理由にバス事業者が廃止を決定したが、地域からの強い要望を受け市がバス事業者と協議し、ルートを見直すとともに市が運行経費の一部を負担することで新設された路線であります。

市では、バス事業者に対し、他のバス路線のない地域についても新たなバス路線の確保を要望してきましたが、コロナ禍の影響も相まってバス事業者の経営環境が非常に悪化している状況の中、新規路線の設置や拡大は難しいとの事で実現には至っておりません。

今後においても、引き続きバス事業者にバス路線の確保を要望するとともに、既存の公共交通を運営する事業者への影響も十分に見極めながら、市民がより利用しやすい交通施策について検討していく考えであります。

(9) 実質収支比率について

実質収支比率は標準財政規模に対する実質収支の割合を表すもので、実質収支とは、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額のことである。

地方公共団体は営利を目的としていないため、歳入歳出の収支については適正な規模が望ましいとされており、一般的にはおおむね3%から5%とされているが、近年は経常収支比率とともに上昇傾向にあり、令和2年度埼玉県内の平均は7.4%となっている。

当市では、厳しい財政状況の中で予算の執行について、さらなる工夫により目的を達成した事業等においては、可能な限り予算の執行残額を留保するよう努力をしている結果、例年、実質収支比率は高止まりになっていたが、本年度は14.91%と極めて高い数値となった。

予算現額に対する市税の上振れや歳出における不用額など、数値の上昇は複合的な要因によるものであるが、再度予算の執行状況を把握したうえで、成し得る限り歳入歳出予算の均衡を考慮し、予算積算時の精査、年度最終の補正予算における調整等の徹底を図ることにより、実質収支比率の適正化に努められたい。

担当部課

総務部 財政課

本市においては、当初予算を編成する中で、年度途中での予算額不足による補正対応を避けるため、担当課の要求から波及する諸課題なども考慮し、検討・調整を行っており、事業の実施に支障を来さない歳出予算を計上しております。

また、これに対応する歳入においても、過大見積りによる予算割れが生じることのないよう、堅実に見込んでいます。

当該比率の上昇により懸念される点としては、余剰金が多額に発生していることが、年度途中に適切に把握できないことにより、新たな施策展開のための財源として、有効に再投下できない点であると考えられますが、現状では、財政調整基金においても本市が適正額として25億円を毎年確保できており、当該基金の利活用によって、年度途中の新たな課題などについては、弾力的かつ迅速に対応しているところであり、体制に問題はないと考えております。

しかしながら、貴重な財源を適正に還元するという観点は重要であるため、予算の適切な見積りや、年度最終の補正予算における調整等の徹底により、成し得る限りの歳入歳出の均衡を考慮し、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。